

承認第 6 号

専決処分事項の承認について

損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長職務代理者において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年4月25日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 専決処分について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長職務代理者において専決処分する。

令和 4 年 3 月 17 日 専決

橋本市長職務代理者  
橋本市副市長 森川 嘉久

## 記

相手方	_____
損害賠償の額	869,000 円
事故の概要	令和 4 年 1 月 12 日午前 8 時 14 分頃、国道 24 号楠本交差点（和歌山市楠本）付近において、相手方車両が追越し車線上に停車していることに気づかず、車両の前部が相手方車両の後部に接触し、相手方を負傷させ、もって相手方に損害を与えた。